

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

## 中国（岡山）国民年金 事案 1554

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月

私の母の国民年金手帳の検認記録欄を見ると、未加入期間となっている昭和40年10月分を納付していることが分かったので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳には、申立期間を含めた昭和40年10月から同年12月までの国民年金保険料を、41年1月18日に納付したことを示すA市（現在は、B市）の検認印が押されていることが確認できる。

また、オンライン記録及び申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人は、昭和40年11月に国民年金の任意加入被保険者として被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることが確認できるが、申立期間において、申立人が任意加入対象者であった事情は見当たらず、申立期間は本来、強制加入被保険者期間となるべき期間であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は22万9,000円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は23万2,000円、同年12月14日は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月14日  
③ 平成18年12月15日  
④ 平成19年7月13日  
⑤ 平成19年12月14日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から⑤までの賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び⑤について、金融機関から提出された申立人名義の口座に係る預金元帳及び申立人が所持する賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は22万9,000円、18年7月14日及び同年12月15日は23万2,000円、19年12月14日は24万6,000円とすることが妥当である。

申立期間④について、金融機関から提出された申立人名義の口座に係る預金元帳により、申立人は、当該期間において、A社から賞与を支給されてい

たことが確認できる。

また、同僚が所持する当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、上記預金元帳に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、23万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日

申立期間の賞与の記録が、保険給付の計算の対象外の記録となっているので、調査の上、保険給付の計算の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細書個別照会並びに申立期間当時の同僚が所持する賞与明細書及び預金通帳から判断すると、申立人は、申立期間について、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したこと、及び当該賞与に係る保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3264

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は9万2,000円、申立期間②は7万2,000円、申立期間③は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間①、②及び③（以下「申立期間」という。）にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月25日は9万2,000円、16年2月25日は7万2,000円、同年8月25日は14万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており確認することができないが、申立人が所持する平成20年4月に同社より送付された文書において、申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していないため、申立人に対し当該保険料を返金する旨が記載されている上、申立人の預金通帳の記録から同年5月30日に当該保険料が返金されていることが確認できることから判断す

ると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万4,000円、申立期間②は7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）にA社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月25日は2万4,000円、16年2月25日は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間③のうち、昭和24年7月1日から25年1月10日までの期間について、申立人の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の喪失日は、同年1月10日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月30日から23年12月24日まで  
② 昭和24年3月11日から同年5月1日まで  
③ 昭和24年7月1日から25年2月2日まで  
④ 昭和25年8月3日から同年9月27日まで  
⑤ 昭和25年9月27日から26年1月18日まで  
⑥ 昭和26年1月22日から同年8月29日まで

私が所持している船員手帳に、申立期間に係る乗船記録が有り、船員保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

特に申立期間②及び③のB丸は、大型船で、乗組員も10人乗っていた。同船での船員保険の加入期間が2か月しかないのは、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人が所持している船員手帳に、申立人が昭和24年3月11日にB丸に甲板員として乗船し、25年2月2日に下船したことが記載されている上、24年11月30日には、本給月額が契約更新が行われていることが記載されていることから判断すると、申立人は、当該期間に同船で勤務していたと推認できる。

一方、上記船員手帳の記録から、B丸の記録と推認できる申立人の船員保険被保険者臺帳及び船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿を見ると、申立人に係る資格喪失日の記載が無いことが確認できる。

また、申立人は、「最後に船長と私が一緒に下船したと記憶してい

る。」「B丸は売却の話があるので下船するようにとの指示が出て、最後まで残っていたのは、船長と航海士がいたように思う。」としているところ、上記船員保険被保険者名簿から、当該船長及び航海士が昭和25年1月10日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者の資格喪失日は、上記船長及び航海士と同日の昭和25年1月10日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者名簿の記録から、4,500円とすることが妥当である。

2 申立人が所持している船員手帳の記載から判断すると、申立人は、申立期間①についてはC丸で、申立期間②及び③のうち昭和25年1月10日から同年2月2日までの期間についてはB丸で、申立期間④についてはD丸で、申立期間⑤についてはE丸で、申立期間⑥についてはF丸で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①、②及び⑤については、船員保険被保険者名簿又は記号簿から、当該期間当時、船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間④及び⑥については、船員保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該船舶所有者は、全員所在不明であり、申立人の船員保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人と同じ船舶に乗船していたことが確認できる船長3人のうち、2人は死亡又は所在不明である上、唯一所在が確認できた者からも供述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①、②、③のうち昭和25年1月10日から同年2月2日までの期間、④、⑤及び⑥において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③のうち昭和25年1月10日から同年2月2日までの期間、④、⑤及び⑥に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（広島）厚生年金 事案 3267

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
昭和47年4月1日付けでA社からB社に異動した。同年3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に勤務していた複数の同僚等の供述から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、当時の給与計算事務担当者の供述から、A社の保険料控除方法は当月控除であったと推認できるところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和47年3月31日となっている者から提出された同年3月分の給料明細書によると、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記事業所別被保険者名簿における申立人の昭和47年2月の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、同社の清算人は、申立期間当時

の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中国（山口）厚生年金 事案 3269

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所（以下「B事業所」という。現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年6月\*日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和19年10月から20年6月まで

私は、戦時中にB事業所に勤務し、工員としてD業務に従事した。

このたび、一緒にB事業所に勤務した方から、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録があることが判明したとの手紙を受け取ったので申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を調査の上、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

E学校から提出された申立人に係る卒業證書交付臺帳の写し及び同校創立100周年記念誌、申立人のB事業所における勤務状況及び戦災状況等に係る具体的な記憶並びに申立人と一緒に勤務したとする複数の者の供述から判断すると、申立人は、昭和19年7月から20年6月まで同事業所に勤務していたことが推認できる。

一方、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、上述の資料により、申立期間当時、同事業所に勤務し、申立人が主張する身分と同じく従事した者は、申立人を除き37人確認できるところ、そのうち、上述の被保険者名簿において氏名の記載が確認できるのは18人であり、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において記録の確認ができるのは4人とどまっている。

また、上述の被保険者名簿は、資格取得日順ではなく、被保険者の姓に基づき「いろは」順で記載され、当該被保険者名簿の編纂自体も「いろは」ご

とになっているところ、日本年金機構は、「戦災及び戦後の状況や事務処理方法等については、当時の関係資料が存在しないため詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立期間当時の管轄の社会保険事務所（当時）は、現在のF地区の辺りに所在しており、当該地域は、G空襲による火災により甚大な被害を受けたことがG市史等に基づく資料により確認できる上、日本年金機構は、「B事業所を管轄していた社会保険事務所は、戦時中の空襲による火災により甚大な被害に遭っていた。」と回答しており、これらの事情を考え合わせると、申立期間当時の被保険者名簿は戦災により消失したことが推認できる。

加えて、上述の被保険者名簿によると、被保険者のほぼ全員が昭和20年9月1日以降に被保険者資格を喪失していることから、その時点で在籍していた者を対象に作成されたものと推認できる。

これまでの事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実が推認できる上、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないことなどの諸事情を総合して考慮すると、申立人は、厚生年金保険法上、厚生年金保険の適用対象を女子及び一般事務職員まで拡大し、保険料の徴収及び保険給付が施行された昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したと認めることが相当であり、また、申立人は、20年6月上旬の空襲によって住居等が焼失したことを契機として同年6月下旬には親戚宅へ疎開したとする具体的な記憶及び申立人と一緒に勤務し、申立人同様に空襲による個々の事情により途中で勤務できなくなったとする供述から判断すると、申立人のB事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、G空襲のあった日の翌日である20年6月\*日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 中国（広島）国民年金 事案 1553

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで  
②昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで

私は、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたことを覚えている。

しかし、年金記録では、申立期間①の保険料が未納となっており、申立期間②が未加入期間とされているため、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成 3 年 7 月頃に払い出されたものと考えられ、同年 7 月 30 日に「昭和 62 年 1 月 27 日資格取得」、「昭和 62 年 4 月 1 日資格喪失」及び「平成 3 年 4 月 1 日資格取得」の 3 件の資格記録が登録処理されていることが確認できることから、申立期間①は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立期間②は、申立人は当時学生であり、当該払出時点で国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親のうち、父親は既に死亡している上、申立人の母親は申立期間①及び②当時の状況を覚えていないことから、申立人の申立期間①及び②における国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（山口）国民年金 事案 1555（中国（山口）国民年金事案 1456 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年9月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和40年9月から41年3月まで

当初の申立てでは、夫はA町（現在は、B市）で国民年金に加入したという判断であったが、夫は昭和32年からC市に住んでおり、A町で国民年金に加入するはずがなく、C市において36年4月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。この間は、金銭的にも保険料を納付できない状況では無く、未納があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の被保険者の記録から、昭和39年7月から同年8月頃までにC市において払い出されたものと推認され、国民年金の保険料徴収が開始された36年4月に遡って国民年金被保険者資格を取得する加入手続が行われており、この加入手続の時点で申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない保険料及び過年度保険料であり、過年度保険料について、申立人は、「保険料を遡って納付したことがあるかどうか覚えていない。保険料をまとめて納付したことはなかったと思う。」としていること、ii) 申立人は、「夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、私と夫の二人分の保険料を納付していた。」としているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号及び戸籍の附票から判断すると、申立人の夫は同年4月以前にA町において国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人とその夫の国民年金の加入手続はそれぞれ別の時期・場所において行われたものと考えられること、iii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査及びオンライン記録による氏名検索においても、申立人に

別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと。

申立期間②については、i) 申立人は、「自宅に来ていた集金人を通じて、私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」としているが、オンライン記録によると、当該期間を含む昭和40年度における申立人の夫の国民年金保険料の納付状況は、「3か月分の保険料が納付済み。9か月分の保険料が未納。納付・未納の月別内訳は不明」となっており、申立期間②に係る申立人の夫の保険料は未納であった可能性があること、ii) 申立人は、「免除申請をした記憶は無い。」としているが、オンライン記録によると、申立期間②における申立人の国民年金保険料の納付状況は、「昭和40年9月の保険料が未納。同年10月から41年3月までの保険料が申請免除」となっており、国民年金被保険者台帳の記録（昭和40年9月の保険料が未納。5か月分の保険料が納付済み。6か月分の保険料が免除。）と一致していること、iii) 申立人が所持する国民年金印紙代金預りカードの領収印から判明した集金人について、申立人は、「国民年金保険料及び国民健康保険料を集金していた人であり、この人の奥さんも集金に来ていたが、既に夫婦とも死亡している。」と供述している上、C市は、当時使用していた国民年金被保険者名簿（紙台帳）等の資料を残していないことから、申立人及びその夫の申立期間②における国民年金保険料の具体的な納付状況について確認することはできないこと。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年7月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、間違いなく昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとするなどの従来の主張を述べるのみで、新たな資料や情報の提示は無い。

今回、当委員会においてこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を再度検討したが、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（広島）国民年金 事案 1556

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から48年2月まで

私が30歳頃に、夫がA市役所で私たち夫婦二人に係る国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、私が32歳頃、自宅に来訪していた集金人に夫婦二人の過去10年分の保険料として30万円を夫が一括して納付したのに、申立期間は国民年金に未加入で納付済みとなっていないので、調査の上、当該期間の加入及び保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の番号の任意加入被保険者の国民年金被保険者資格取得日から、申立人の夫と連番で昭和48年3月頃にA市において払い出されたものと推認でき、この頃に国民年金の加入手続きが行われたと考えられる。

また、申立人が所持する、申立人の夫が申立人の国民年金の加入手続きを行った際に交付されたとする国民年金手帳の「資格取得」欄は、昭和48年3月1日と記載されている上、A市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）には、被保険者資格の取得日が同年3月1日と記録されており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることから判断すると、申立期間は国民年金の未加入期間として管理されており、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した形跡は見られない上、申立人は、申立期間及び上記手帳記号番号の払出時点を通じて住所地に変更は無く、同一市町村が申立人に対し複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、申立人に対し別の手帳記号番

号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の夫は、国民年金の加入手続時点において、昭和40年5月1日に遡って資格取得していることが確認でき、B事務センターは、申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳（旧台帳）から、i) 同年5月から45年12月までの国民年金保険料は第2回特例納付期間に特例納付、ii) 46年1月から47年3月までの保険料は48年3月又は同年4月に過年度納付、iii) 47年4月から48年3月までの保険料は同年3月又は同年4月に現年度納付していると回答しているところ、申立人が提出した申立期間直後の期間である同年3月分以降の「国民年金保険料納付済通知書兼領収書」を見ると、同年3月分の同領収書は、A市において、納付対象月分及び保険料額等が手書きされた納付書で申立人に交付され、上述の国民年金の加入手続時点である同年3月14日に現年度保険料として金融機関に納付されていることが確認でき、仮に申立期間が国民年金の加入期間であった場合、申立期間のうち47年4月から48年2月までの保険料は、加入手続時点において、申立人の夫の納付状況と同様に現年度保険料として同市が収納することができることから、当該期間の納付書を同市が交付しないで、同年3月の保険料のみを納付させたとは考え難い。

その上、申立人は、「私が32歳頃、自宅に来訪していた集金人に夫婦二人の過去10年分の保険料として30万円を夫が一括して納付した。」としているところ、上述のとおり申立人の夫が特例納付している状況を踏まえると、申立期間が国民年金の加入期間であった場合、申立人の夫と一緒に特例納付が可能であるものの、申立人及びその夫の特例納付対象期間の保険料総額は、申立人が記憶する30万円とは乖離<sup>かいり</sup>している。

このほか、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、当該期間における保険料納付の状況を確認することができない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中国（山口）厚生年金 事案 3261

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月2日から25年11月8日まで  
私は、昭和8年頃、A社B工場に入社し、戦争中は同社同工場に在籍のまま兵役に就き、復員後、同社同工場に復帰し、40年頃まで勤務した。  
申立期間についても、A社B工場で勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場は昭和58年8月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社同工場を運営していた同社は解散しており、同社を吸収合併したC社に照会したが、回答が得られず、申立人の申立期間におけるA社B工場での在籍及び勤務状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えておらず、申立期間前のA社B工場（整理記号番号D）の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記載されている同僚については、生死や所在が不明である上、申立期間後のA社B工場（整理記号番号E）において、昭和25年11月9日頃に、同社同工場の被保険者名簿に記載されている同僚のうち、所在の確認が取れた6人に照会し、2人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立期間前のA社B工場（整理記号番号D）の健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和20年4月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致している上、同日に、同社同工場の全ての被保険者が同被保

険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間後のA社B工場（整理記号番号E）については、昭和21年10月1日に事業所名をF社として適用事業所となっており、G社H工場への名称変更を経て、A社との合併により25年7月25日に同社B工場と名称変更がされているところ、同社同工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人は、同年11月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

なお、A社と合併したG社H工場（整理記号番号I）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の名前は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（島根）厚生年金 事案 3262

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで

私は、平成 3 年に A 社に入社したが、5 年 1 月 1 日付けで同社は事業主の変更に伴い、B 社に会社名が変更された。

会社名と事業主の変更前後も勤務地、勤務形態及び雇用形態に変更は無く継続して勤務し、給与も毎月支給され厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、平成 24 年に解散している上、同社の元事業主に文書照会を行ったが回答が得られず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同様に、申立期間に A 社に勤務していたとする同僚の厚生年金保険被保険者記録を見ても、申立期間の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る給与は、A 社に入社時に同社が開設した銀行口座に振り込まれていたとしているものの、当該給与振込口座を記憶しておらず、申立期間に係る給与の支給及び振込額等を確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（島根）厚生年金 事案 3263

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 3 年に A 社に入社したが、5 年 1 月 1 日付けで同社は事業主の変更に伴い、B 社に会社名が変更された。

会社名と事業主の変更前後も、勤務地、勤務形態及び雇用形態に変更は無く継続して勤務し、給与も毎月支給され厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は平成 5 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社は、平成 10 年に解散し、16 年に清算終了している上、同社の元事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないとしており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人と同様に、申立期間に B 社に勤務していたとする同僚は、申立期間に係る給与明細書を保管していないことから、同社が適用事業所となる前の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（山口）厚生年金 事案 3268

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月1日から20年9月1日まで  
② 昭和20年10月1日から24年5月1日まで

私の父は、私が子供の頃、港に停泊する外国船等に飲料水を給水する船に乗っていた。社会保険事務所（当時）で作成してもらった資料によると、昭和15年6月1日から船員保険に加入していたと記載されており、父の年金記録と相違しているので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の子は、社会保険事務所が作成したとする「Aにかかる船員保険の期間」と題する資料（以下「提出資料」という。）から、申立人が、B社又はA氏が所有する船舶において船員保険に加入していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間①において、B社及びA氏は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B社の事業主は、既に死亡しており、上記提出資料によると、申立期間①における船舶所有者は申立人となっているが既に死亡していることから、上記提出資料の内容等について確認することができない。

申立期間②について、申立人の子は、上記提出資料から、申立人が、B社又はC氏が所有する船舶で船員保険に加入していたと主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立期間②において、B社及びC

氏は、船員保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間②における船舶所有者であるC氏の所在は不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険料の控除の有無について確認できない。

なお、申立人は、昭和24年5月1日にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、港に停泊する外国船等に飲料水を給水する船に乗っていたとしており、船員保険法第2条において、港のみを航行する船舶に乗り組む船員は船員保険の適用除外とされていることから、厚生年金保険に加入したものと推測できるほか、上記提出資料については、船員保険法の施行前の期間の記載が有り、また、船舶名、職名及び船舶所有者など船員法に係る事項の記載が見られることから、社会保険事務所が作成したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中国（山口）厚生年金 事案 3270

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 8 月 28 日から 56 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 54 年 4 月に A 事業所（現在は、B 事業所）に採用され、専門学校の特設課程に就学した時期である 55 年 3 月 31 日から同年 8 月 27 日までを除く 56 年 9 月までは C 職及び D 職として採用を繰り返しながら雇用され、その後も引き続き正規職員として従事している。

しかし、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所から提出された人事記録から、申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B 事業所は、「申立期間当時に社会保険事務を担当していた者は高齢等のため、厚生年金保険の加入に係る取扱いについて聴取できなかった上、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては、申立期間当時の資料は残っていないため、詳細は不明であるが、A 事業所では、C 職及び D 職として採用した者については、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたと思われる。」としている。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及び前後の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる

20 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち、申立人と同職種の 3 人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日と B 事業所が回答した当該 3 人に係る A 事業所における採用日とを比較したところ、当該 3 人全員が採用日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの 1 人は、「臨時職員として採用されたが、採用時に臨時職員は国民年金に加入するよう指導され、7 か月後に厚生年金保険に加入した。」と供述していることから判断すると、A 事業所では、申立期間当時、全ての C 職及び D 職を、採用時から、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、上記被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な点は見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、定額保険料に併せて付加保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。